

助川交流センター利用のきまり

令和3年2月27日
助川交流センター運営委員会
0294-23-0955

1.利用できる人

- (1) 原則として、日立市民と日立市に在勤、在学している人
- (2) 次の各号に該当するものは、使用できません。
 - ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのあるとき。
 - ② 営利を目的と認められるとき。
 - ③ 宗教的、政治的行事に関して使用するとき。
 - ④ その他、管理上支障があるとき。

2.開館している時間

原則として午前9時～午後9時まで

3.休館日

- (1) 年末年始(12月29日～1月3日)
- (2) その他、交流センター運営委員会が特に、必要と認めた日。

4.利用方法

(1) 申込み方法

交流センターの窓口へ直接申し込むこと。(先着順に受け付けます。)
(原則として、電話での申込みは受け付けません。)

(2) 手続き

- ① 利用する団体は利用団体調査書(会員名簿添付)の提出をお願いします。
- ② 調査の結果、問題がある場合には連絡します。(一週間以内)
- ③ 団体の代表者に講師・先生・交流センター協力員はなれません。
- ④ 使用申請書・使用報告書の提出(利用の都度)(日付・室名など確認)
- ⑤ 一番先に来た人は、受付にて利用台帳に記帳してから
を持って部屋に入ってください。
- ⑥ 使用を取り消す場合は、必ず助川交センターへ連絡すること。(電話でも可)

(3) 申込み期間

- ① 運営委員会が認めた行事・団体・・・・・・3ヶ月前から前日まで
(日立市役所関係・助川交流センター・助川学区コミュニティ推進会・
助川学区のコミュニティ活動団体)
- ② 運営委員会が認めた団体・・・・・・2ヶ月前から前日まで (4/1受付より)
(利用団体登録をしている団体)
- ③ その他一般の団体等・・・・・・1ヶ月前から前日まで

(4) 利用の制限

- ① 利用団体における利用登録回数は、週1回で月3回までとします。4回目の使用については一週間前に確認し、部屋が空いている時は受け付けます。
- ② 公共の行事を優先とし、予約後に変更となることもあります。
- ③ 施設を利用できる団体の構成人数は概ね5名以上、1室とします。

(5) 利用時間の区分

利用区分	利 用 時 間	
①午前	午前9時から	午後0時30分
②午後	午後1時から	午後4時30分
③夜間	午後5時から	午後9時

(6) 部屋利用の特例

- ① 運営委員会が必要と認めたもの。
(総会・発表会・2区分の利用・1室以上の利用など)
- ② 2区分の利用や1室以上の利用など室が空いている場合は前日電話申込み

で貸出いたします。（受付は、使用申請書への記入、台帳への記入を忘れずに）

(7) 利用者の心得

- ① 使用時間を守る。使用時間区分の終了時間10分前に行事を終了し、部屋の整理整頓および清掃を行い、利用責任者は使用報告書を事務室に提出し、協力員の確認を受けて退室するようにしてください。
- ② 発生したゴミは、必ず持ち帰ること。
- ③ 他の利用者に迷惑をかけるような行為を慎むこと。
- ④ 建物の一部、設備及び備品等を破損した場合は速やかに事務室に報告すること。修繕・修理の費用は原則として破損された当事者の負担とします。
- ⑤ 湯沸室でお湯を沸かすときは、火気の取り扱いに十分注意し、傍から離れないようにお願いいたします。
- ⑥ 全館禁煙です。（指定喫煙個所は1個所・・・交流センター玄関まえ）
- ⑦ 協力員は自分が加入している自主グループの部屋の申込みはしないこと。
- ⑧ ダンス等でホールを利用されるグループは、必ずヒールカバーを着用すること。
- ⑨ 館内清掃を当番でお願いします。
 - ・定期的に使用する団体（月1回以上の使用）を2班に割り振り4ヶ月に約1回お願いします。
- ⑩ 備品の持ち込みは運営委員会の許可をもらうこと。
 - ・備品の持ち込みに関して、助川交流センターでは一切の責任は負いません。

(8) 備品の貸し出しについて

- ① 備品は無断で使用しないこと。申請書、報告書に記載してください。一部貸出をしています。館内のみ、館外でも貸し出す物もありますので申し出てください。破損したものは弁償となります。
 - ・数は充分とは言えませんので融通しあってご使用ください。
 - ・お茶セット一式（茶碗、ポット、急須等）茶葉は各自ご持参ください。
 - ・スポーツ用品（フィットネスマット・踏み台（コミュニティ推進会の備品、一部交流センターの物もあります）卓球セット等）
 - ・音響機器（カラオケセット、ラジカセ、マイクセット等）
 - ・その他
- ② 図書の貸し出しもあります。（記念図書館の移動図書）
 - ・破ったり、汚したりしないようにご注意ください。

(9) 諸注意事項

- ① 車両の駐車は、指定場所に正しく駐車をすること。満車の際は日立市鹿島町駐車場へ駐車して受付で駐車券を受け取ってください。（駐車数制限あり先着順となります）
 - ・自分たちの教室（お稽古）が終わったら、次のグループのために速やかに移動してください。
 - ・駐車場内での事故等については、当事者の自己責任とします。
- ② 飲食する場合は、食べこぼしに注意ください。
 - ・コーヒー、お茶、ジュース等こぼしたらすぐ拭き取ってください。
 - ・テーブルは拭いて、後始末をしっかりお願いします。

(10) 申込み基準

- | | |
|------|--|
| 3ヶ月先 | 日立市役所関係・助川学区コミュニティ推進会・助川交流センター
助川学区のコミュニティ活動団体 |
| | 助川地区民生委員・児童委員協議会・町内会・自治会・PTA・子供会
老人会・学校・幼稚園・保育園・婦人会 |
| 2ヶ月先 | 利用団体登録をしている団体 |
| 1ヶ月先 | その他一般 |

5.その他

- (1) 「日立市交流センターの設置及び管理に関する条例・規則」及び「使用のきまり」に違反する恐れがあるときはりようできません。
- (2) アルコール類は飲用しないこと。ただし、団体によっては責任者の申請により、一定の条件のもとで運営委員会が許可することもあります。
- (3) 光熱費の削減をお願いします。冷房・暖房は控えめに設定し、日中の照明は出来る

- だけ省エネに協力ください。
- (4) 道具の保管はいたしません。
ただし、団体によっては責任者の申請により、一定条件のもとで運営委員会が許可することもあります。
- (5) 印刷機・コピー機の使用については下記のとおりです

印刷機	原紙代	100円/1回製版	
	印刷代	片面 1円、両面 2円	
	用紙代	2円	
コピー	白黒	全サイズ	10円/枚 (片面)
	カラー	A4まで	30円/枚 (片面)
		B4・A3	50円/枚 (片面)

6.上記に定めのない事項は、運営委員会において協議する。

*皆様方に気持ち良く利用して頂くために、交流センター協力員一同気を配ってまいりますが、行き届かないことも多々あると思います。皆様のご協力よろしくお願いいたします。